訪問介護満寿園 重要事項説明書

（指定訪問介護事業・介護予防・日常生活支援総合事業）
（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定居宅介護事業）

令和８年４月１日現在

１　事業者名称	社会福祉法人あしぎぬ福祉会
代表者氏名	理事長　吉岡　正俊
所在地	京都府京丹後市弥栄町溝谷 4206 番地
連絡先	電　話　０７７２－６５－２５５８ ＦＡＸ　０７７２－６５－２９７１
設立年月日	平成 16 年４月１日

２　事業者が行っている事業所

拠点及び事業所の名称		事業の種類
溝谷満寿園	養護老人ホーム満寿園	養護老人ホーム 特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
外村満寿園	特別養護老人ホーム満寿園	特別養護老人ホーム 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
	居宅介護支援事業所満寿園	居宅介護支援
	訪問介護満寿園	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業
	デイサービス満寿園	地域密着型認知症対応型通所介護 地域密着型介護予防認知症対応型通所介護
あしぎぬホーム　なごみ		小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
京丹後弥栄生きがい交流センター		京丹後市指定管理運営事業
京丹後市弥栄生きがい交流センター	「健やか生きがい教室」	介護予防・日常生活支援総合事業
外村満寿園	「健やか生きがい教室」	
溝谷満寿園	「カフェ よっとくれぇなぁ」	認知症カフェ
外村満寿園	「ほっとカフェ　咲來楽」	初期認知症対応型カフェ

３　本事業所の概要

事業所の名称	訪問介護満寿園	
指定事業所番号	２６７３３００２０４	
所在地	京都府京丹後市弥栄町溝谷 39 番地の６（外村満寿園内）	
連絡先	電　話　０７７２－６５－０２２２（外村満寿園事務所） ０７７２－６５－３２００（訪問介護直通） ＦＡＸ　０７７２－６５－０３３３	
管理者の氏名	川村　薫	
事業実施地域	京丹後市（久美浜町を除く）	
受付（相談）時間	月曜日から土曜日　　午前９時から午後６時まで （但し、１２月３１日から１月３日までを除く）	
稼働日	年中無休	
開設年月日	平成１６年４月１日	
第三者評価の実施状況	実施日	令和６年３月 22 日
	評価機関名称	京都府介護福祉士会
	結果の開示	「京都　介護サービス・福祉サービス 第三者評価」サイト参照

４　事業の目的、運営方針

目的	要介護状態･要支援状態又は支給決定を受けた障害者等(以下「ご利用者」）に対して訪問介護サービス・介護予防訪問介護相当サービス・居宅介護サービス等（以下「サービス」）を提供することを目的とします。
運営方針	１　事業の実施に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重して、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。 ２　事業所の従業者は、ご利用者が可能な限りその居宅において、現状の維持（悪化予防）若しくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持回復を図り、もってご利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。 ３　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター及び他の居宅サービス事業者、障害者サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの

	提供に努めます。

5　職員の配置状況

職　種	人　数
管理者	1 人（サービス提供責任者を兼務）
サービス提供責任者	2 人
訪問介護員	10 人以上

6　サービスの内容

項　目		内　容
1　計画書の作成		ご利用者の意向や心身の特性等を踏まえて、その有する能力や環境に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう利用計画を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。 なお、ご利用者やご家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、ご利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。
	訪問介護計画	要介護者に作成いたします。
	介護予防訪問介護相当サービス	事業対象者に作成いたします。
	居宅介護計画	支給決定を受けた障害者に作成いたします。
2　身体介護		ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事等の介助を行います。
	入浴・清拭・洗髪介助	入浴や清拭（体を拭く）、洗髪等の介助を行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつの交換を行います。
	食事介助	食事の介助を行います。
	衣服の着脱介助	衣服の着脱の介助を行います。
	その他必要な身体介助	
3　生活・家事援助		ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除等の生活・家事援助を行います。
	調理	ご利用者の食事の用意を行います。
	掃除・洗濯	ご利用者の居室の掃除や整理整頓、洗濯を行います。

買い物	ご利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。
その他､生活上の世話	
相談・助言・連絡等	

4　サービス利用に関する留意点

1）　訪問・居宅介護員

① サービス提供時に、担当の訪問・居宅介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては､複数の訪問･居宅介護員が交替してサービス提供します｡担当の訪問・居宅介護員や訪問する訪問･居宅介護員が交代する場合は、あらかじめご利用者に説明するとともに､ご利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

② サービスは、計画書に基づいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、ご利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

2）　訪問・居宅介護員の交代等

① 契約者は、選任された訪問介護職員の交代を希望する場合には、当該訪問介護職員が業務上不適当と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護職員の交代を申し出ることが出来ます。

3）　訪問・居宅介護員の禁止行為

① 医療行為はいたしません。

② 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。

③ ご利用者もしくはご家族等からの金銭､預金通帳､カード等は預かりません。

④ ご利用者もしくはご家族等からの金銭又は物品、飲食の授受を受けません。

⑤ ご契約者のご家族等に対するサービスの提供（ご利用者以外の方の調理や洗濯、居室の掃除等）は行いません。

⑥ 飲酒・喫煙及び飲食は行いません。

⑦ 身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。（ご利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く）

⑧ その他ご利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為を行いません。

4）　訪問時の応対

① 訪問した際にご利用者もしくはご家族の返答が無く施錠もされていなかった場合には、安否確認のため入室させていただく場合があります。

7　利用料金

項　目	内　容
1　利用料金	厚生労働大臣が定める費用の額の支払いを利用者から受けるものとします。ただし、費用の額に変更があった場合は、変更した額をお支払いいただきます。
2　法定代理受領	当該ご利用サービスが法定代理受領サービスである場合には、その利用者負担の割合（介護保険負担割合証に記載されています）の額とします。
事業対象者・要支援 要介護者	別紙1「訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス　利用料金表」参照
身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	別紙2「居宅介護　利用料金表」参照
3　償還払い	介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、介護給付費基準額の全額を一旦お支払いいただきます。利用料のお支払いと引き換えに「サービス提供証明書」と「領収書」を発行します（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます）。
4　支払い方法	当月の料金の請求書を翌月15日までに送付いたします。当月の料金の合計と手数料を合算した金額を、翌月25日（金融機関が休業日の場合、翌営業日）に、ご指定の口座より引き落としいたします。 お支払い確認後、領収書を発行させていただきます。 ※手数料は各金融機関の定める金額をご負担いただきます。 尚、金融機関により残高不足でも手数料が必要となります。
5　その他	
訪問・居宅介護員2人によるサービス提供	1人の訪問・居宅介護員によるサービス提供が困難と認められる場合等で、ご利用者の同意のもと2人の訪問・居宅介護員でサービスを提供した場合には、通常のご利用者負担額の2倍をお支払いいただきます。
サービス提供時間	サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、計画書に位置づけた時間数によるものとします。 なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が　大幅に異なる場合は、計画書の見直しを行います。
サービス内容の変更	ご利用者の体調等の理由で計画書に予定されていたサービスが実施できない場合、ご利用者の同意を得てサービス内容を変更することがあります。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。
サービス利用の中止・変更・追加	① 利用予定日の前に、ご利用者の都合により計画書で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">にはサービス実施の前日午後 5 時までに事業者に申し出て下さい。
② 利用予定前日の午後 5 時以降の中止及び変更の申し出や、申し出が無く利用を中止された場合は、キャンセル料をいただきます。但し、ご利用者の病状の急変等やむを得ない事情がある場合のキャンセル料はいただきません。
③ 悪天候（台風・積雪等）または災害等によりサービスの実施、提供が困難な場合には、訪問を中止、または変更させていただく場合があります。
④ サービス利用の変更・追加は、訪問・居宅介護員の稼動状況により、利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時をご利用者に提示するほか、他の事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。
⑤ 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス利用料金は、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">キャンセル料
（別紙資料３）</td><td>訪問予定前日の午後５時までにキャンセルされた場合</td><td>キャンセル料は不要</td></tr>
<tr><td>訪問予定前日の午後５時以降にキャンセルされた場合</td><td>５００円</td></tr>
<tr><td>訪問予定の当日に本人不在の場合</td><td>５００円</td></tr>
<tr><td>交通費
（利用者の実費負担）</td><td colspan="2">実施地域以外の交通費（往復）
豊岡市（但東町以外）　1,500 円
伊根町　1,130 円
宮津市　820 円
与謝野町　680 円</td></tr>
<tr><td>その他の費用</td><td colspan="2">サービス実施に必要なサービス提供に必要な居宅の水道・電気・ガス等の費用は、ご利用者の負担となります。
介護保険での給付を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。</td></tr>
</table>

８　サービス内容に関する相談・苦情の受付について

当事業所では　地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。第三者委員に相談することもできます。また本事業所以外に行政機関（市町村等）の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

【相談(苦情)対応の流れ】

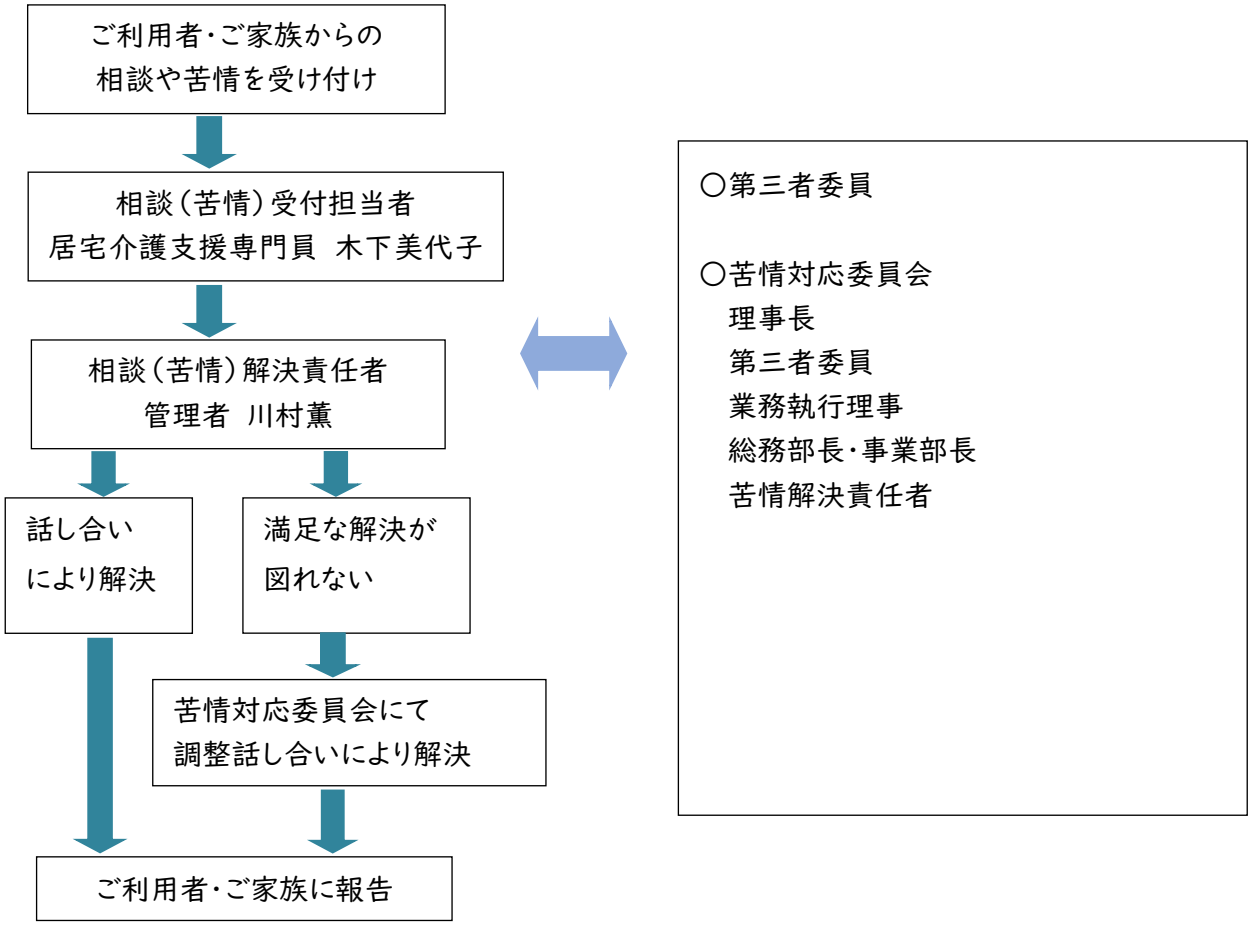

社会福祉法人あしぎぬ福祉会　外村満寿園 〔電話　0772-65-0222　FAX　0772-65-0333〕	午前　９：00～午後　６：00
京都府丹後広域振興局　丹後保健所健康福祉部企画調整室 〔電話　0772-62-0361　FAX　0772-62-4368〕 **京都府丹後広域振興局　丹後保健所健康福祉部福祉室** 〔電話　0772-62-4302　FAX　0772-62-4368〕	午前　８：30～午後　５：00 午前　８：30～午後　５：00
京丹後市健康長寿福祉部　長寿福祉課 〔電話　0772-69-0330　FAX　0772-62-1156〕 **京丹後市健康長寿福祉部　障害者福祉課** 〔電話　0772-69-0320　FAX　0772-62-1156〕	午前　８：30～午後　５：15 午前　８：30～午後　５：15
京都府国民健康保険団体連合会　介護保険対策室 〔電話　075-354-9050　FAX　075-354-9055〕	午前　８：30～午後　０：00 午後　１：00～午後　５：15
京都府社会福祉協議会内　「京都府福祉サービス運営適正化委員会」 〔電話　075-252-2152　FAX　075-212-2450〕	午前　９：00～午後　４：00

９　秘密の保持

事業所及び事業所の従業者は、サービス提供をする上でプライバシーに配慮すると共に知り得たご利用者及びご家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了後も継続します。

（１）利用期間

サービス提供に必要な期間及び、契約期間に準じます。

（２）利用目的

① 市町村、他の指定介護サービス・指定障害福祉サービス事業者等、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との情報共有及び密接な連携に必要のある場合。

② 利用者に関わるサービスの計画書を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。

③ 保健医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため。

④ ご利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合。

⑤ ご利用者の利用する事業者内カンファレンスのため。

⑥ その他サービス提供で必要な場合。

⑦ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

（３）使用条件

① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外、決して利用いたしません。また、ご利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。

② 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示いたします。

１０　緊急時及び事故発生時等における対応方針

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所等へ連絡するとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故、緊急事態が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、府、市町村、警察、消防署等の関係機関、当該ご利用者のご家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に事業所の判断で連絡を行います。

１１　緊急時の対応損害賠償保険への加入

ご利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、当事業所はご利用者に賠償をいたします。

加入保険　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

「介護保険・社会福祉事業者総合保険」

１２　虐待防止について

ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

① 成年後見制度の利用を支援します。

② 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る体制を整備しています。

③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施しています。

１３　意思決定支援について

事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めるものとします。

① サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況、判断能力の丁寧な把握等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認するよう配慮します。

② 本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向、判断能力を丁寧に把握するよう努め、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に配慮します。

１４ ご利用者へのお願い

新規ご利用時や、証の更新時は介護保険被保険者証、または障害福祉サービス受給者証の確認をさせていただきます。

以上の契約書を証するために、本書２通を作成し、ご利用者、事業所が署名または記名捺印のうえ、１通ずつ保有するものとします。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問介護（介護予防）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明・交付年月日：令和　　年　　月　　日

所　在　地　　〒627-0111
京都府京丹後市弥栄町溝谷 4206 番地
法　人　名　　社会福祉法人あしぎぬ福祉会
代 表 者 名　　理事長　　吉岡　正俊
事 業 所 名　　訪問介護満寿園
事業所番号　　２６７３３００２０４（介護保険）
２６１３３００２６４（障害福祉サービス）

説　明　者 職　　名

氏　　名　　㊞

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

同意年月日：令和　　年　　月　　日

利用者
住　　所　　〒

氏　　名　　印

家族・代理人
住　　所　　〒

氏　　名　　印
（続柄　　）